

第五十一号議案

正 東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改  
正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する  
条例

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程（平成十六年十二月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二〇番及び二一番）の項及び東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（上篠崎四丁目二二番）の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

篠崎駅西部地区における土地区画整理事業として事業化した四地区のうち、二地区の土地区画整理事業が完了したことにより、当該二地区に係る規定を削除する必要があるので、本案を提出いたします。